調査票情報の提供に関する事務処理要綱（統計法第 33 条関係）

制定　平成２１年３月３１日
改正　平成２５年９月２４日
国土交通省総合政策局
情報政策本部長決定
改正　平成３０年７月１日
改正　令和元年１２月１９日
改正　令和３年３月２４日
国土交通省総合政策局
合理的根拠政策立案推進本部長決定
改正　令和３年１２月１日
改正　令和７年３月３１日
国土交通省総合政策局
合理的根拠政策立案推進・情報政策本部長決定

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 33 条の規定に基づき、国土交通省が所管する統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理要綱を次のとおりに定める。

第１　目的

この事務処理要綱（以下、「本要綱」と略記する。）は、統計法（以下、「法」と略記する。）第 33 条の規定に基づき、国土交通省（以下、「当省」と略記する。）が所管する統計調査の調査票情報の提供に関して、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成 20 年 12 月 24 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）等を踏まえ、承諾の基準、秘密保護の措置その他必要な事項を定めることにより、事務処理手続の明確化を図るとともに、事務の適正な実施を確保することを目的とする。

第２　定義

１　公的機関

本要綱において「公的機関」とは、法第２条第１項に規定する行政機関又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３に規定する地方公共団体をいう。

2　公的機関等

本要綱において「公的機関等」とは、上述の「公的機関」、法第２条第２項に規定する独立行政法人等（以下、「行政機関等」と略記する。）及び統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下、「規則」と略記する。）第10条に規定する行政機関等に準ずる者をいう。

【参考】

□ 法第２条第３項に規定する行政機関等

① 行政機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人等（法第２条第２項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）

【法第２条第２項に規定する独立行政法人等】

・独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）

・法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下、「施行令」と略記する。）第１条に規定する法人

□ 施行令第１条に規定する法人

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、外国人技能実習機構、株式会社国際級力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本貿易保険、金融経済教育推進機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立健康危機管理研究機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、脱炭素成長型経済構造移行推進機構、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、福島国際研究教育機構、放送大学学園、預金保険機構

□ 規則第10条第１号に規定するに準ずる者

会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社

3　調査票情報

本要綱において「調査票情報」とは、法第２条第 11 項に規定する情報をいう。

【参考】

□ 法第２条第11項に規定する調査票情報

統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの

4　ドキュメント

本要綱において「ドキュメント」とは、将来の利用に当たって電子化又は磁気化された調査票情報がどのような情報であるかを示す情報をいう。例えば、データレイアウトフォーム、符号表等の調査

票情報と結びつけて当該データを定義するために必要な情報、母集団推計を行うための集計用乗率、プログラム等公表された統計表を作成するために必要な情報等の電子計算機処理に必要な情報をいう。また、プログラム作成のために必要な仕様、それらの取扱要領、調査概要資料も含む。

5　中間生成物

本要綱において「中間生成物」とは、集計段階等において結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される入出力帳票、チェック済みデータ、マッチング済みデータ等、調査票情報を含んだ生成物をいう。

6　電子計算機

本要綱において「電子計算機」とは、サーバー、パーソナルコンピュータ等の情報処理機器及び入出力用等の周辺機器をいう。

7　中央電子計算機

本要綱において「中央電子計算機」とは、調査票情報の二次的利用に関するポータルサイト（以下、「ミクロデータ利用ポータルサイト」と略記する。）を通じた調査票情報の一元的な提供申出を可能とするとともに、申出の受付、審査その他の調査票情報の提供に係る一連の事務の処理、調査票情報やこれに付帯するドキュメント等の管理を一元的に可能とする電子計算機をいう。

8　情報システム

本要綱において「情報システム」とは、統計調査の実施、集計又は保管等に使用する電子計算機処理、保管・通信に係るシステムをいう。また、ネットワークに接続しない端末、いわゆるスタンドアロンパーソナルコンピュータも含まれる。

9　オンサイト利用

本要綱において「オンサイト利用」とは、行政機関から調査票情報の提供を受けるに当たり、データの持出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設（以下、「オンサイト施設」と略記する。）から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電気計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

10　リモートアクセス

本要綱において「リモートアクセス」とは、行政機関又は指定独立行政法人等から調査票情報の提供を受けるに当たり、利用者の自宅や研究室等から、通信回線を経由して遠隔操作により中央電子計算機において調査票情報を利用する行為をいう。

なお、法第 33 条第１項第１号（公的機関等）に基づく申出の場合には、当面の間、利用可能なリモートアクセス数等の制約により、リモートアクセスによる調査票情報の提供を行えない場合がある。

11　プレプリント

本要綱において「プレプリント」とは、報告者の負担の軽減を図るため、配布前の調査票等にあらかじめ調査票情報の内容の一部（法人の名称等）を印刷することをいう。

第３　組織体制

１　調査票情報提供責任者

(1)　総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部に、調査票情報の提供に関する統括責任者として、調査票情報提供責任者を置く。

(2)　調査票情報提供責任者は、調査票情報の提供の申出（以下、「提供申出」と略記する。）に対する承諾の可否の決定、検査の実施に係る指示等を行うものとする。

(3)　調査票情報提供責任者は、総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部長とする。

２　調査票情報提供管理者

(1)　総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部に、調査票情報の提供に関する責任者として、調査票情報提供管理者を置く。

(2)　調査票情報提供管理者は、調査票情報提供責任者の監督の下で調査票情報の提供に関する事務を管理するものとする。

(3)　調査票情報提供管理者は、総合政策局合理的根拠政策立案推進・情報政策本部副本部長とする。

第４　基本原則

１　承諾の基本原則

提供申出に対する承諾は、法第 33 条第１項に規定する要件を満たす場合であって、申出者が法第 42 条（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）及び法第 43 条（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）を遵守し、報告者の秘密を保護する調査票情報の適正な管理を行うことができるものと認められる場合に行うことを原則とする。

２　申出者及び利用目的

(1) 法第 33 条第１項第１号に該当する場合

法第 33 条第１項第１号に該当する者は、提供申出を行った「公的機関等」であり、「公的機関等に所属する個人」のための利用を認めるものではない。

したがって、本提供申出は公的機関等の長をもって行うこととし、調査票情報を利用して実施する統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、提供申出を行う当該機関の活動にとって必要不可欠であることを証明する別添様式第５号による書類の添付を原則必要とする（公的機関が提供申出する場合は不要である。）。

調査票情報の集計処理等を外部に委託する場合、規則第 42 条第１項に規定する受託者における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと、規則第 42 条第３項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じら

れることが必要であり、委託契約書、秘密保護に関する覚書等により確認することが必要である。

(2) 法第 33 条第１項第２号に該当する場合

法第 33 条第１項第２号に該当する者は、第１号に該当する者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者であり、さらに、規則第 11 条に定める統計の作成等を行う者であるため、申出者は組織、法人、個人いずれにも限定されない。

したがって、法人及びその他の団体（以下、法人等と略記する。）が申出者である場合には、その代表者を申出者とする。その際には、当該法人等の名称及び住所も明らかにする。

また、個人が申出者である場合には、当該個人を申出者とする。その際には、当該個人の生年月日及び住所も明らかにする。複数の個人による提供申出の場合には、その代表者を申出者とする。

なお、学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、公的機関等からの委託等又は競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合に限って申出者として認められる。

【参考】

□ 規則

第十一条　法第三十三条第一項第二号の総務省令で定める統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

一　行政機関等又は前条に規定する者（「公的機関等」）が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等であって、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

二　その実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等であって、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているもの

三　行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第三十三条第一項第二号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等であって、第四十二条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じられているもの

３　提供する統計調査及び調査票情報

(1) 提供対象となる調査票情報

提供する調査票情報は、原則として、結果が公表されている統計調査の調査票情報とする。

また、将来実施予定の統計調査の調査票情報の提供を申し出る際は、承認を得ようとする統計調査の結果が公表される月の翌月から１年以内の期間を対象とすることができる。その際、将来実施予定の統計調査の調査票情報の提供時期は、当該統計調査の結果の公表後とする。

ただし、統計調査の結果の公表前にその調査票情報を提供することができるが、それは以下の条件をすべて満たす場合とする。

① 調査票情報の審査が完了していること。

② 公衆衛生上又は経済事情等の緊急の事態に対処する場合など、公的機関が法令の定める事務を遂行するために必要不可欠であると認められること。

③ 当該調査結果の公表後にその調査票情報を利用して作成した統計又は統計的研究の成果として公表を予定していること。

(2) 調査票情報の提供

提供する調査票情報は、原則として、調査票の内容（名称、住所・所在地等を除いたもの）を転写した電磁的記録及びこれに附帯するドキュメントを提供し、調査票の原票は提供（貸出し）しない。

4 秘密保護及び適正管理の確保

(1) 基本方針

統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第39条第１項及び規則第41条による調査票情報の適正管理に関する規定、法第41条による守秘義務に関する規定、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年２月６日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）等を踏まえ、調査票情報の適正管理に必要な措置を講ずるとともに、秘密の保護に万全を期すものとする。

また、調査票情報の提供に当たり、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和５年３月28日閣議決定）や統計委員会答申「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について」（平成30年12月17日付け統計委第16号）等を踏まえ、探索的・創造的な研究と個人や企業の情報保護との両立が可能なオンサイト利用の枠組みを最大限活用する。特に、法第33条の２第１項に基づく調査票情報の提供については、調査票情報のより厳格な管理に資する観点から、オンサイト利用を前提とする。

さらに、個人情報等の保護水準の向上や研究者等の場所の制約のない働き方を推進する観点から、リモートアクセスを併せて活用する。

(2) 調査票情報及びこれに附帯するドキュメントの保管・整備

調査票情報及びドキュメントの整備に当たっては、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別紙４　政府統計個票データレイアウト標準記法及び「調査票情報の円滑な二次的利用の確保に向けた調査票データ等の整備方針」（令和６年２月 26 日統計企画会議申合せ・統計基盤デジタル化推進会議申合せ）を踏まえて対応する。特にオンサイト利用に係る調査票情報のデータ形式はＣＳＶ形式が望ましい。

(3) 利用者に対する周知・情報提供

申出者の利便性及び提供手続の透明性等を確保する観点から本要綱等をインターネット等によ

り対外的に明らかにする。

第５　提供申出の手続

１　事前相談への対応

(1)　調査票情報の提供申出に関する手続、法第 33 条の趣旨（他の関連制度（法第 32 条、第 33 の２、第 34 条及び第 36 条）と混同しないかの確認）、審査基準等に関する連絡及び事前相談への対応は、原則として、ミクロデータ利用ポータルサイトを通じて行うものとし、必要に応じて、総合政策局情報政策課、当該統計調査の所管課室等（以下、「所管課室等」と略記する。）又は窓口業務を受託した独立行政法人統計センターが行うものとする。ただし、ミクロデータ利用ポータルサイトを通じて事前相談への対応等を行うことができない場合には、総合政策局情報政策課又は所管課室等が行うものとする。

(2)　提供を希望する統計調査の個々の内容に関する事項（個々の統計調査内容に係る相談、提供可能な調査票情報）への対応は、当該統計調査の所管課室等が行うものとする。

２　提供申出書の仮提出及び事前審査

(1) 申出者は、原則として、利用開始希望日の６週間前までに、別添様式第２号による提供申出書及びその他必要書類（以下、「提供申出書等」と略記する。）を原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて所管課室等に仮提出するものとする。また、ミクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出を行う場合には、下記第５の４の申出書の記載事項を入力して送信することにより別添様式第２号別紙の提出に代えるものとする。

ただし、申出者がミクロデータ利用ポータルサイトを通じて提供申出書等の仮提出を行うことができない場合には、所管課室等にそれらの仮提出を行うものとする。

(2) 所管課室等は、提出された提供申出書等の内容の事前審査を行い、これに別添様式第４号による審査報告書の案を添付して、総合政策局情報政策課に送付するものとする。

(3) 総合政策局情報政策課は、送付された提供申出書等の形式に関して事前審査を行い、提供申出書等に不備があった場合には、所管課室等に報告するものとする。

(4) 所管課室等は、事前審査の結果不備があった場合には、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出者に提供申出書等の修正を依頼するものとする。ただし、ミクロデータ利用ポータルサイトを通じない申出の場合には、この限りではない。

(5) 所管課室等は、事前審査が終了した場合は、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出者に事前審査の結果を連絡するものとする。

ただし、ミクロデータ利用ポータルサイトを通じない申出の場合には、この限りではない。

(6) 申出者が、過去の不適切利用（法第 34 条又は法第 36 条の規定に基づく調査票情報の利用における不適切利用の処分を含む。）により、一定期間の提供禁止措置等を講じられている場合には、その期間中における提供申出は受け付けないものとする。

３　提供申出書の提出及び審査

(1) 提供申出書の事前審査が終了した場合、申出者は、利用開始希望日の３週間前までに、提供申

出書等（書類一式）を原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて提出するものとする。ただし、ミクロデータ利用ポータルサイトを通じない申出の場合には、この限りではない。

申出書は別添様式第２号とする。ミクロデータ利用ポータルサイトを通じて申出を行う場合には、下記第５の４の申出書の記載事項を入力して送信することにより別添様式第２号別紙の提出に代えるものとする。

(2) 所管課室等は、提供申出書の提出を受けたときは、提出された提供申出書等を審査の上、これに別添様式第４号による審査報告書を添付して、速やかに総合政策局情報政策課に送付するものとする。

(3) 総合政策局情報政策課は、送付された提供申出書等について、審査するものとする。

４　申出書の記載事項

提供申出書には、申出者の所属及び氏名のほか、次の(1)～(7)までに掲げる事項について、別添様式第２号別紙に記載しなければならない。また、提供申出内容に応じて、本要綱に定める書類を添付する。

(1) 申出者の属性

以下に掲げる申出者の区分に応じて、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等を記載する。

なお、規則第８条第１項第４号に規定する者（公的機関、法人等及び個人以外の者）の場合、公的機関と同様の内容を記載する。

①　公的機関の場合

当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所在地及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）

②　法人等で代表者又は管理人の定めがあるものの場合

当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（連絡担当者の所属、職名、氏名、電話番号及びe-mailアドレス）

③　個人の場合

当該個人の氏名、生年月日、住所、職業、所属、職名及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）

④　代理人によって申出を行う場合

当該代理人の氏名、生年月日、住所、職業、所属、職名及び連絡先（電話番号及びe-mailアドレス）

(2) 調査票情報を特定するために必要な事項

(ｱ) 統計調査の名称及び年次等

提供を希望する調査票情報に関する統計調査の名称及び年次等（月次、四半期等を含む。以下同じ。）を記載する。

【記載例】

名　称：○○統計調査（基幹統計調査）
　　○○統計調査（一般統計調査）

年次等：令和〇年及び令和〇年
令和〇年〇月分から令和〇年〇月分までの各月分
令和〇年（〇〇調査票、△△調査票）、令和〇年（〇〇調査票のみ）

【記載上の注意】

・基幹統計調査又は一般統計調査の別も併せて記載すること。
・複数の調査票や調査名により一つの統計調査を構成している場合、又は年次等によって統計調査の名称が異なる場合には、それが明確になるように記載すること。
・結果が公表されていない調査の提供を申し出る場合は、該当年次等に下線を付すこと。

(ｲ) 利用する調査票情報を特定するために必要な事項

①地域

どの地域の調査票情報であるかを記載する。

同一の申出の中に複数の利用者が存在し、利用者によってそれぞれ使用する調査票情報の地域の範囲が異なる場合には、それらが明確になるように記載する。

なお、地域属性に複数の概念がある場合、〇〇県在住者、〇〇県通勤者等と適宜区分して記載する。

【記載例】

・全国分
・〇〇県及び△△県
・〇〇が利用する場合にあっては、全国、△△が利用する場合においては〇〇県

②属性的範囲

特定の属性的範囲を利用する場合に記載する。

（この項目に記載がない場合には、属性範囲に限定のないものとみなす。）

【記載例】

・従業員 30 人以上の事業所
・資本金1,000万円以上の法人

(ｳ) 利用する調査票情報・調査事項の名称

①利用する調査票情報

利用する調査票情報がどの調査票に関する情報であるかを記載する。なお、調査票の情報が多くなる場合には、番号を付して列記するなど、分かりやすく記載する。

【記載例】

・〇〇調査票（甲及び乙）
・〇〇調査票（第〇号様式）
・①〇〇調査票（年次分調査用）、②△△調査票（月次分調査用）

②利用する調査事項

統計の作成等又は統計調査やその他の統計を作成するための調査に関する名簿の作成に利用する調査事項（利用する可能性があるものや制御変数として利用するものを含む。）が特定できるように記載する。

【記載例】

・都道府県番号、事業所一連番号、資本金、生産額

・事業所の名称、所在地、従業者数、資本金額・・・

・〇年度から〇年度までの△△統計調査中の××を除く全ての項目

【記載上の注意】

・項目が多くなる場合には、番号を付して列記する、又は一覧表形式で記載すること等により、円滑な審査、的確な項目の抽出が可能となるように分かりやすく記載する。

・調査事項を加工して二次的に作成した項目（ウエイト等）についても、必要に応じて記載する。

・年次等により事項名が異なる場合には、それぞれを明確に記載する。

なお、調査対象の名称、住所・所在地等は原則として提供しないが、以下の場合には名称等を利用する具体的な理由を明確に記載する。

（ⅰ）公的機関等が統計調査やその他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成に利用する場合

（ⅱ）複数の調査票情報・他の行政記録情報・民間の情報等を結合しなければ作成できない統計を作成する場合

（ⅲ）統計的研究を行う場合

(3) 調査票情報の利用目的等

(ｱ) 法第33条第１項第１号に該当するものである場合

①利用の区分

該当する利用形態の区分をチェック（レ印）する。

②利用目的

調査票情報を利用して得ようとする資料又は情報、その利用目的等を具体的に記載する。法第33条第１項第１号に該当する申出である場合、その利用目的は統計の作成等又は統計を作成するための調査に必要な名簿の作成に限定される。

【記載例】

・「〇〇基本計画」を策定するための基礎資料として、‥‥の実態を把握する。

・基幹統計調査である〇〇統計調査を実施するに当たり調査対象を選定する。

・〇〇省〇〇調査の調査票情報と〇〇省〇〇調査の調査票情報をマッチングすることにより「‥‥に関する研究」を行うための基礎統計データを作成する。

・一般統計調査である〇〇統計調査を実施するに当たり、報告者の負担を軽減するため、〇〇省〇〇調査の結果を用いて調査票の一部にプレプリントを行う。

③調査票情報の利用期間

希望する利用期間の始期と終期を記載する。原則として、終期は、年月日が特定できるようにする。

利用期間は、その利用に必要最小限の期間（原則として１年以内）とする。

ただし、地方公共団体による統計の作成であり、継続的な利用が見込まれる場合には、利用期間の延長を行うことがあり得る旨を記載することは差し支えない。

【記載例】

・令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間

・承諾を受けた日から令和〇年〇月〇日までの間

・承諾を受けた日から３か月間

・提供を受けた日から令和〇年〇月〇日までの間

・提供を受けた日からそれぞれ３か月間

なお、法第 33 条第 1 項第 1 号に該当する者のうち、独立行政法人等及び規則第 10 条に規定する者が提供申出を行う場合には、別添様式第５号により、調査票情報を利用して行う統計の作成等または統計を作成するための調査に係る名簿の作成が申出者の活動にとって必要であることを示す書類を添付する。

(ｲ) 法第 33 条第１項第２号（規則第 11 条第１項第１号、第２号、第３号）に該当するものである場合

①利用の区分

該当する利用形態の区分をチェック（レ印）する。

なお、法第 33 条第１項第２号に該当する申出である場合は、該当する利用の区分の項目にチェック（レ印）するとともに、その内容を具体的に記載する。

②利用目的

法第 33 条第１項第２号に該当する申出である場合、その利用目的は統計の作成等として、規則第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げるものにそれぞれ限定される。

・調査研究の名称

「〇〇に関する研究」など調査研究の名称を記載する。

・調査研究の必要性

調査研究の必要性や意義、当該調査研究の有用性を説明する内容を記載する。

なお、当該調査研究に公的機関等による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合、当該資金の交付決定通知書及び交付申請書の写し等を添付する。

・調査研究の内容等

調査研究の具体的な内容、公的機関等からの委託内容、公的機関等と共同する内容、競争的資金の補助に係る内容、調査票情報を利用する方法、作成予定の統計表の集計様式や分析出力の様式等（論文等において結果的に公表されない可能性があるものを含む。）について記載する。

なお、統計の作成を行う場合の集計様式、統計的研究を行う場合の分析出力の様式等（イメージでも可）は、原則として全て添付する。ただし、分析出力の様式等の作成が困難な分析手法による場合で、所要の審査が必要な範囲において、当該分析に利用する変数、出力する統計値、適用する具体的な分析手法等を具体的に記載することとして差し支えない。

③調査研究の実施期間及び調査票情報の利用期間

調査研究の研究スケジュール（当該調査研究の中で、実際に調査票情報を利用する期間、結果取りまとめ、公表時期等）を記載する。

調査票情報の利用期間は、その利用に必要最小限の期間（原則として１年以内）とするが、利用目的からみて合理的な理由により利用期間が１年以上となる場合は、利用期間を１年以上として差し支えない。

なお、法第33条第１項第２号又は規則第11条第１項第３号に該当するものである場合は、行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関が文書名義人となり、提供申出の統計の作成等が、政策の企画、立案、実施、評価等として有用であることが分かる内容又は特別な事由があることが分かる内容が記載された公文書を添付すること。

(ｳ) 成果の公表方法

調査票情報を利用した統計の作成及び当該結果を用いた調査研究等の成果を公表するか否かを選択する。

・公表する場合には、公表及び公表方法にチェック（レ印）した上で、発表予定の学会・大会、掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌などの名称及び活動内容を記載し、公表時期、提供元の行政機関、特定の調査票情報を利用した旨を記載する。

・公表しない場合は、その理由を記載する。

いずれの場合も、調査研究の成果等の資料等を整備、保存する旨を記載する。

また、個々の調査対象等に関する事項の秘匿措置を講ずるとともに、当省及び特定の統計調査の調査票情報を利用して独自に集計等を行ったものである旨記載を行い、対応に問題がないと判断した場合、チェック（レ印）する。

(4) 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

調査票情報の利用場所（利用場所が複数にわたる場合はその全て）及び住所を記載する。また、調査票情報を適正に管理するために必要な措置として講ずる内容について、規則第42条に規定された主体別適正管理措置（組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置及びその他の管理措置）につき、該当する場合はチェック（レ印）するとともに、その内容を具体的に記載する。

さらに、集計処理等を民間事業者に委託し、その利用又は保管が委託先となる場合も併せて措置の内容（調査票情報の利用場所（住所）、利用する環境、保管場所、管理方法等）を記載する。

なお、国外での利用場所等は認めていないことに留意する。

【記載例】

（１）利用場所（複数ある場合は全て）

名称：○○省○○局○○課電子計算機室内、（株）○○電子計算機室内

住所：東京都○○区○○・・・

（２）適正管理措置の内容

ア　組織的管理措置の内容（法人等の場合に限る。全て必須）

☑ 調査票情報の適正管理に係る基本方針を制定（公的機関等を除く。）
・○○情報セキュリティポリシー、○○情報セキュリティ基本方針
☑ 調査票情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確化
☑ 調査票情報に係る管理簿を整備
☑ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を実施
☑ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施
☑ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備

イ　人的管理措置の内容（法人等の場合に限る。必須）

☑ 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を実施
研修等の名称（必須）：○○に関する研修（情報セキュリティについて）

ウ　物理的管理措置の内容（オンサイト利用の場合を除く）

① 利用場所（全て必須）
☑ 施錠可能
☑ 利用者の制限、入退室管理の実施

② 利用する電子計算機等及び保存媒体の管理（盗難防止等）（全て必須）
☑ 利用する電子計算機等はワイヤー等で固定又は未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管
☑ 提供を受ける調査票情報、利用している調査票情報の複製及び作成した中間生成物が記録された電磁的記録媒体は、未使用時は施錠可能なキャビネット等に保管（リモートアクセスの場合は除く。）

③ 利用期間終了時の措置（全て必須。リモートアクセスの場合を除く。）
☑ 複製した調査票情報及び中間生成物並びにこれらの情報が記録された機器等は復元不可能な方法で削除又は廃棄する。また出力した紙媒体は裁断する。
☑ 調査票情報が記録された提供媒体は利用期間終了までに返却（提供媒体がある場合のみ）

エ　技術的管理措置の内容

① 利用者の本人認証（一つ以上必須）
☑ パスワード認証
☑ 生体認証（指紋、音声、顔画像等）
☑ 物理的認証（ＵＳＢキー、ＩＣカード等）
☑ その他

② 利用者以外の者による不正操作、情報漏えい防止対策（一つ以上必須）
☑ 離席時の自動スクリーンロック（必須）
☑ のぞき見防止対策
☑ ＰＣローカルドライブの非共有ドライブ化
☑ その他

③ ウイルス等感染及び情報流出対策（一つ以上必須）

☑ アンチウイルスソフトの導入

☑ 外部から持ち込む記憶媒体に対し、別の専用端末によるウイルスチェック実施

☑ その他

④ 調査票情報の漏えい防止対策

☑ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、調査票情報に係る管理簿に記載の利用者以外の者によるアクセスを制限

（リモートアクセスの場合全て必須）

☑ 情報セキュリティ対策の状況が不明又は不十分なネットワークを利用しない（公衆無線ＬＡＮは利用しない）

☑ ＰＣのオペレーティングシステム及びブラウザを最新化するなど、リモートアクセス環境への接続（通信を暗号化して利用することを含む。）に当たって求められる利用要件に従う

☑ リモートアクセス環境へのログイン時に求められる本人確認の方法に従う通信の際のなりすまし防止のために必要なクライアント証明書の導入

☑ 提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、外部への持ち出し（画面の撮影、録画等による持ち出しを含む。）は行わない

（合以下のうち一つ以上必須。リモートアクセスの場合を除く。）

☑ 外部ネットワーク接続のない環境で使用

・ 完全なスタンドアローンＰＣを使用（無線アクセスポイントも非設定）

・ 外部ネットワークとの接続がない内部ネットワークでのみ使用（（1）に記載した利用場所内の室内にのみ設置された機器で構成される閉鎖環境のネットワーク）

☑ 調査票情報利用時には外部ネットワークから遮断して使用

・ 有線ＬＡＮケーブルを取り外す又は無線ＬＡＮ接続をオフにする

・ 外部ネットワークへの再接続時には、あらかじめ調査票情報及び中間生成物はＵＳＢメモリ等の外部記憶媒体に移動させてＰＣから取り外す

☑ 高度にセキュリティ管理されたネットワーク内で利用（行政機関又は地方公共団体のみ）

☑ その他

オ　その他の管理措置の内容

・ 調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合（全て必須）

☑ 法令遵守、調査票情報の適正管理、秘密保持等に関する事項が規定された契約を締結

☑ 委託を受けた者による調査票情報の適正管理措置の内容を確認

☑ 委託を受けた者に対する定期的な報告の求め、立入検査の実施等により、必要かつ適切な監督を実施

・ 調査票情報の取扱実績等（法第 33 条第１項第２号のみ）

（以下のうち一つ以上必須）

☑ 利用者の中に過去に調査票情報又は匿名データの取扱実績あり

☑ 利用者の中に過去に上記以外の個別情報（個人情報や企業情報などの個票データ）の取扱実績があるなど適正管理の経験又は能力あり

（以下は全て必須）

☑ 調査票情報に係る管理簿を整備

☑ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）を実施

☑ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における処理手順を整備

(5) 調査票情報の利用者の範囲

調査票情報の取扱いに関する業務を委託等する場合、チェック（レ印）する。

また、申出者は、①公的機関等からの委託等、②競争的資金による調査研究、③大学等に所属する教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究等の場合には、必要に応じて、利用者と当該調査研究との関係を明らかにする文書（競争的資金の交付決定通知書及び交付申請書の写し等）を添付する。なお、上記文書が添付できないときには、別添様式第３－１号を添付することで、これに代替できるものとする。

このほか、①調査票情報の利用に係る業務の一部を委託する場合、②調査票情報を利用して公的機関等と共同して研究を行う場合には、当該委託又は共同研究に係る契約書の写しを添付することとし、契約書のほかに、秘密保護に係る覚書等を取り交わしている場合には、当該覚書等の写しも添付する。なお、契約締結前である等の事情で委託契約書及び覚書等の写しが添付できないときには、別添様式第３－２号を添付することにより、これに代替できるものとする。

調査票情報の利用に係る業務を委託する場合にあっては、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年３月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、その委託契約に当たり、秘密保護の観点から、次の事項を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置を講ずることとする。

・善良なる管理者の注意義務に関する事項
・秘密保持義務に関する事項
・適正管理義務に関する事項
・調査票情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
・調査票情報の集計のための作業の過程で作成し、不要となった入出力媒体等中間生成物の廃棄に関する事項
・業務の再委託の禁止に関する事項
（国土交通省が業務の再委託をすることを認めた場合を除く。）
・調査票情報の管理状況についての検査に関する事項
・事故又は災害発生時における報告に関する事項
・違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

(6) 調査票情報の提供を受ける方法及び時期

調査票情報の提供方法について、提供媒体（光ディスク、その他の別）、提供方法（郵送、直接受取、その他の別）、提供希望時期（提供準備ができ次第、その他の別）にチェック（レ印）する。

・郵送による送付の場合、原則として本人限定受取による書留を用いるものとする。

・オンラインによる提供の場合、高度な情報セキュリティが確保された情報システム（省内メールシステムまたは省内大容量転送システム）を通じて行うものとする。

(7) 著作権の取扱い

調査票情報を利用して作成した統計等について著作権を主張しないことにつき、チェック（レ印）する。

5　本人確認

(1) 申出者が個人である場合

規則第８条第２項の規定に基づき、申出者及びその代理人に対して、申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

なお、旧氏（その者が過去に称していた氏であって、その者の戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）で提供申出が行われる場合においては、旧氏が併記された本人確認書類の提示を求めること等により、本人確認を実施する。

また、本人確認は、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて実施する。

(ｱ) 電子情報処理組織または郵送により本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所を確認できる本人確認書類（写しも可）を２種類以上求め、本人確認を実施する。この場合に、規則に規定された本人確認書類を２種類以上そろえることができない場合は、住民票の写しなども認めるものとする。

なお、代理人が電子情報処理組織または郵送により本人確認を実施する場合も同様とする。

(ｲ) 当省庁舎に訪問して本人確認を実施する場合

申出者の氏名、生年月日及び住所が記載され、かつ、顔写真が付いた本人確認書類が提示された場合、提供申出書の内容と照合した上で、顔写真と申出者を比較し、本人に間違いないことが確認されれば、当該書類の提示をもって本人確認とする。

一方、氏名、生年月日及び住所が記載されているが、顔写真が付いていない本人確認書類しかない場合又は顔写真が付いていても氏名、生年月日及び住所の全てを確認できない本人確認書類しかない場合には、２種類以上の本人確認書類の提示を求め、氏名、生年月日及び住所の全てを確認する。

なお、必要に応じて、所管課室等において本人確認書類の複写を行い、提供申出書の関係書類として取り扱う。

(2) 申出者が法人等である場合

規則第８条第２項の規定に基づき、法人等の登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前６か月以内に作成されたもの、その他その者が本人であることを確認するに足りる書類（法人等の名称、住所、代表者名等が記載され、官公署が発行した書類等）の提示又は提出を求めることにより本人確認を実施する。

なお、必要に応じて、連絡担当者が当該法人等に所属することを示すものについても、提示又は提出を求める。

また、本人確認は、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて実施するものとする。

(3) 代理人による申出の場合

代理人の本人確認は、申出者と同様に行い、この場合の申出者の本人確認は、電子情報処理組織又は郵送により申出をする場合に準じるものとする。

また、代理人による申出の場合、代理権を証明する書類の提出を求める。

第６　提供申出書等の審査等

１　審査担当部署

提供申出書等の審査は、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて行うものとするが、同サイトを通じて審査を行うことができない場合も含め、所管課室等が行い、総合政策局情報政策課が審査結果を確認する。

２　事前審査から調査票情報の提供までに要する期間

事前審査から調査票情報の提供までに要する期間は、提供申出書等が全てそろった時点から原則１週間以内（当省が処理に要する期間であり、申出者側の調整期間は除く。）に調査票情報の提供を行うものとする。

３　審査基準

(1) 統計調査の名称、年次等

(ｱ) 利用する調査事項

① 名簿の作成又はプレプリント目的以外の場合

・利用する調査事項について、利用目的のほか、集計様式や電子計算機による分析出力様式に照らし、不要なものが含まれていないことを客観的・外形的に判断する。また、集計様式が既に公表されている集計結果から作成できない場合であること。

・地方公共団体における統計の作成の場合は、集計様式の提出を省略し、利用する調査事項が利用目的から判断して、明らかに不要と判断される場合を除き柔軟に対応することができる。

・調査対象の名称、住所・所在地等は、複数の調査票情報、別の行政記録情報や民間の情

報等を結合しなければできない統計の作成、又は統計的研究を行う場合であって、集計処理過程でマッチングのために使用し、マッチング処理完了後に名称、所在地等の情報が破棄される場合以外には提供しない。

② 名簿の作成又はプレプリント目的の場合

利用する調査事項が、名簿の作成又はプレプリントする事項として必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないこと。

③ 名称等の利用の有無及び理由

名称等を利用する場合には、その理由が妥当なものであること。

(ｲ) 公表前の調査票情報

統計調査の結果の公表前にその調査票情報を提供することができるが、それは以下の条件をすべて満たす場合とする。

① 調査票情報の審査が完了していること。

② 公衆衛生上又は経済事情等の緊急の事態に対処する場合など、公的機関が法令の定める事務を遂行するために必要不可欠であると認められること。

③ 当該調査結果の公表後にその調査票情報を利用して作成した統計又は統計的研究の成果として公表を予定していること。

(2) 調査票情報の利用目的等

(ｱ) 基本的な考え方

調査票情報の提供に当たっては、法第33条第１項の要件を満たすとともに、調査票情報の利用に際して、調査対象等の秘密保護に欠けることがなく、法第42条及び第43条が確実に遵守されると認められることが必要である。

また、調査票情報の利用目的については、以下の①から③のいずれかであることが必要であり（ただし、③の利用は法第33条第１項第１号に該当する場合のみ可能）、個々の申出については、個別の審査基準や考え方を定め、当該基準等に基づき審査し、承諾の可否を決定する。

① 統計の作成目的であること

「統計の作成」とは、その統計調査が本来作成を予定していた統計以外の統計を作成することを意味する。

・複数の調査票情報を接続するために、中間的に調査票情報のうち数量化になじまない情報（法人の名称など）を利用し、最終的に「統計の作成」を行う場合については、当該数量化になじまない情報の利用についても本区分に該当する。

・調査票情報の内容を他の配布前の調査票にプレプリントする利用については、プレプリントにより実施した統計調査により、最終的に「統計の作成」となるため、当該利用についても本区分に該当する。

② 統計的研究目的であること

「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究を意味する。【該当例】

・集団の傾向等を分析し、統計の誤差の評価を行い、統計調査の計画に関する改善案を取りまとめる研究
・集団の傾向等の把握のために分析を行う研究

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まれない。

③ 統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的であること

作成する名簿は、書面、電磁的記録等その媒体、形式を問わない。当該名簿は公的機関等が実施する「統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成」のみに用いられることを要する。

・「統計調査その他の統計を作成するための調査」には、法第２条第５項に規定する「統計調査」のほか、統計の作成を目的として個人、法人、その他の団体に対し意識等の報告を求めることにより行う調査（いわゆる意識調査や世論調査等）についても含まれる。
・作成した名簿の内容を配布前の調査票にプレプリントする場合であって、当該プレプリントした事項が統計の作成に利用しない事項のみからなるときは（例えば、企業名と住所のみの宛名情報だけの場合）、本目的に含まれる。
・「統計調査その他の統計を作成するための調査」以外の別の目的で利用される名簿を作成することは認められない。

(ｲ) 利用要件の該当確認

①法第33条第１項第１号に該当する提供申出の場合

調査票情報の利用目的が、上記（ｱ）の①から③のいずれかであることが必要であるとともに、申出者の名義人が公的機関等の長であること。

また、当該調査票情報を利用して実施する統計の作成等、統計調査やその他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が提供申出を行う当該公的機関等の活動にとって必要不可欠であることを示す書類（別添様式第５号）が添付（公的機関が申出する場合を除く。）されていること。

②法第33条第１項第２号に該当する提供申出の場合

調査票情報の利用場所が日本国内であり、その利用目的が上記（ｱ）の①又は②のいずれかであることが必要であるとともに、規則第11条第１項第１号から第３号までのいずれかに該当することを外形的に確認するため、それを証明する、次のa又はbの文書が添付されていること。

a. 規則第11条第１項第１号又は第２号該当の場合

委託研究、共同研究又は補助の関係を示す文書の写し及び調査研究等の概要に関する資料

b. 規則第11条第１項第３号該当の場合

行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が文書名義人となり、政策の企画、立案、実施、評価等（推進、調整といった行政上の作用を含むもの）として有用である旨を記載した公文書又は特別の事由を載した公文書

(ｳ) 利用期間

・利用目的に照らして、適切な期間であること
（できる限り短期間であることが望ましい。）

・地方公共団体における統計の作成の場合、調査票情報の利用期間を原則１年間とし、継続的な利用が見込まれる場合に、１年ごとに更新手続（届出）を行うことを条件に最長３年間の利用（２回の延長届出）を認めることができる。

(ｴ) 成果の公表方法

① 公表の有無

・結果を公表しない場合には、その理由は妥当なものであること。

② 公表方法等

・結果を公表する場合には、調査票情報を利用して行った調査研究の成果等について、インターネットの利用その他の適切な公表方法（学会発表、学術雑誌掲載等を含む。）が記載されていること。

・公表に当たっては、例えば「国土交通省所管の「○○統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。」など、提供元及び特定の調査票情報を利用した旨（出典）を明記することが記載されていること。

・利用者は、調査票情報を利用して作成した統計及び行った調査研究の成果等について、十分な説明が行えるよう資料等を整備し、保存する旨を明記すること。

③ 公表時期

・結果を公表する場合には、公表時期が記載されていること。

・結果が公表されていない統計調査に係る調査票情報を提供する場合、当該統計調査の結果公表よりも前の時期となっていないこと。

④ 秘匿及び秘密の保護

・集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、又は類推されることのないよう、提供申出書に記載した秘匿措置が講じられていること（当該欄にチェックされていれば了とする）。

(3) 調査票情報の利用場所及び適正管理措置の内容

申出者の区分に応じて、次の(ｱ)から（ｵ）までに掲げる適正管理措置のカテゴリーに掲げられた要件を全て満たすこと。

また、集計処理等の委託を行う場合であって、調査票情報の利用の保管が委託先で行われる場合についても同様であり、委託契約書等において確認すること。

(ｱ) 組織的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 調査票情報の適正管理に係る基本方針の制定（法人等に限る。）

当該基本方針では、調査票情報の適正管理に関する考え方を示すとともに、関係法令や規程等を遵守するなどの内容としたものを添付書類として提出を求めることを原則とする。

② 調査票情報を取り扱う者の権限、責務、業務の明確化

調査票情報を取り扱う者を明確にした上で、適正管理に関する責任者（以下「管理責

任者」という。）を配置するとともに、当該情報を取り扱う権限、責務、業務について調査票情報に係る管理簿（別添様式第６号）に記載すること。

③ 調査票情報に係る管理簿の整備

提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、利用する全ての者について、その所属、職名、氏名、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿（別添様式第６号）が添付されていること。

④ 調査票情報の適正管理に関する規程の策定、実施、その運用の評価及び改善の実施

組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置及び技術的管理措置の内容を盛り込んだ規程を策定（既存の規程においてこれらの要素が含まれる場合、これを準用することも可能とする。）し、調査票情報を取り扱う者に周知徹底するとともに、当該規程の実施状況等について、適宜、把握・分析の上で評価し、必要な改善策を講じられていることが記載された規程を添付書類として提出することを原則とする。

⑤ 調査票情報を取り扱う者以外による監査（調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認を行うこと等）の実施

第三者機関や内部の情報セキュリティ担当部署等調査票情報を取り扱う者以外の者が、調査票情報を取り扱う者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査が行われること。

⑥ 調査票情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制の整備

調査票情報の漏えい、滅失若しくは毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに組織として状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、調査票情報提供責任者への報告を迅速かつ適切に行い得るよう、当該組織内に必要な体制を整備されていること。

(ｲ) 人的管理措置（公的機関等又は法人等の場合）

① 調査票情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練の実施

調査票情報の適正な取扱いに関する法令の理解と遵守の徹底が図られるよう当該情報を取り扱う者に対して関係法令や規程等の内容、研究倫理等について、適切な教育及び訓練を行うことが必要である。

【研究倫理に関する教育の例】

・国立研究開発法人科学技術振興機構や独立行政法人日本学術振興会等における研究倫理教育に関する教材の活用

・研究機関等における研究倫理教育の受講

(ｳ) 物理的管理措置

① 利用場所

調査票情報を利用する場所（日本国内に限る。）は、施錠可能な物理的な場所に限定されていること。

調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント利用時に、利用場所にいる者が制限される、又は何らかの確認行為が行われる環境が整備されていること。

② 利用する電子計算機等及び保存媒体の管理（盗難防止等）

調査票情報を利用する電子計算機がワイヤー等によって固定されているなど当該場所から調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの持出しを防ぐために必要な措置が講じられていること。

調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントは、限定された電磁的記録媒体に格納されている、又は調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントを利用しない時は、当該限定された媒体が施錠可能なキャビネット等で保管されていること。

③ 利用期間終了時の措置

調査票情報の利用期間終了までに調査票情報及び集計作業等によって生成される中間生成物を削除する場合、専用ツールを用いるなどにより第三者に復元できない手段で実施すること。

提供媒体がある場合は、調査票情報が記録された提供媒体は利用期間終了までに返却すること。

(ｴ) 技術的管理措置

① 利用者の本人認証

調査票情報を取り扱う情報システムに、調査票情報を管理することができる利用者を限定するため、パスワード認証、生体認証、物理的認証等により当該利用者を認証できるよう措置すること。

② 利用者以外の者による不正操作、情報漏えい防止対策

調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメントを利用する情報システムに、識別及び主体認証対策、スクリーンロック等の不正操作対策の措置が講じられていること。

③ ウイルス等感染及び情報流出対策

調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメントを利用する情報システムに、コンピュータウイルス対策の導入及びセキュリティホール対策等の情報漏洩等を防止するために必要な措置が講じられていること。

④ 調査票情報の漏えい防止対策

・提供を受けた調査票情報（複製を含む。）及び作成した中間生成物について、調査票情報に係る管理簿に記載の利用者以外の者によるアクセスを制限すること。

・調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント利用時の電子計算機は、インターネット等の外部ネットワークに接続されない仕組みが講じられていること。なお、当該仕組みが講じられていない電子計算機の利用は、物理的にネットワークケーブルを外し、再接続する場合においては、電子計算機の記憶装置に調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメント及び中間生成物を残留させないこと。

・行政機関または地方公共団体おいては、高度にセキュリティ管理されたネットワーク内で利用していること。

・情報セキュリティに関する規程等がある旨が記載されている場合は、当該規程等が

添付されていること。

(ｵ) その他の管理措置

① 調査票情報の取扱いに関する業務を委託する場合

・調査票情報の取扱いに関する業務を委託するに当たっては、法令遵守、調査票情報の適正管理、秘密保持等を契約書又は覚書等に明記する等適切な措置が講じられていること。

・当該委託を受けた者が講ずべき当該調査票情報を適正に管理するための措置について必要な確認を行うこと。

・申出者と受託者との間において、再委託の禁止（国土交通省が業務の再委託を認めた場合を除く。）、定期的な報告、立入検査の実施等をあらかじめ定めるとともに、これを適切かつ的確に実施する旨記載されていること。

② 調査票情報の取扱実績等（個人の場合に限る。）

・過去に調査票情報又は匿名データの提供を受け、当該情報を適正に管理しつつ統計の作成等を行った経験を有する者やこれらの情報以外の個別情報を適正に管理しつつ研究分析等を行った経験を有する者など、過去の取扱実績等にかんがみ、判断される者であること。

・提供を受けた調査票情報の名称、年次、ファイル数、利用期間（返却期限）、保管場所、調査票情報を取り扱う者の範囲、管理責任者等を記載した調査票情報に係る管理簿（別添様式第６号）が添付されていること。

・第三者機関や調査票情報の提供を受けた以外の者が、調査票情報の提供を受けた者による自己点検の適正性の確認や調査票情報の管理状況の点検を行うなどの監査体制を構築するとともに、これを適切かつ的確に実施する旨記載されていること。

・調査票情報の漏えい、滅失、毀損の発生又はその兆候を把握した場合、直ちに状況を把握し、被害拡大の防止、二次被害や類似事案の発生防止等の措置を講ずるとともに、調査票情報提供責任者への報告を迅速かつ適切に行うために、処理の手順をあらかじめ定める旨記載されていること。

(4) 調査票情報の利用者の範囲

(ｱ) 法第33条第１項第１号に該当する提供申出の場合

・法第33条第１項第１号に該当する提供申出の場合、提供申出を行った公的機関等にその利用を認めるものであり、当該公的機関等に所属する個人のための利用を認めるものではないことから、調査票情報の利用者は、職務に関して必要最小限の範囲であること。

・調査票情報を利用して行う統計の作成等、統計調査やその他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成が、提供申出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類（別添様式第５号）が添付されていること（公的機関が申出を行う場合を除く。）。

・調査票情報の集計処理等を外部に委託する場合、規則第42条第１項に規定する受託者

における調査票情報の適正管理措置についての必要な確認を行うこと及び受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと。

・規則第42条第３項に規定する調査票情報の適正管理措置が確実に講じられることが必要であり、委託契約書、秘密保護に関する覚書等により確認すること。

(ｲ) 法第33条第１項第２号に該当する提供申出の場合

・法第33条第１項第２号に該当する提供申出の場合、上記（ｱ）に該当する者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、規則第11条に規定する統計の作成等を行う者であるため、申出者は、法人等や個人のいずれにも限定されない。

・法人等が組織として提供申出を行う場合、当該法人等を申出者として、調査情報報の利用者は、統計の作成等に関して必要最小限の範囲とすること。

・研究者等が個人として提供申出を行う場合、当該個人を申出者とし、複数の個人による提供申出の場合、その代表者を申出者とする。

・学生（大学院生を含む。）は原則として認められない。ただし、公的機関等からの委託等又は競争的資金を受けて行う調査研究等において、当該学生が研究者として明らかにされているような場合に限って利用が認められる。

・利用者が規則第11条第２項第１号から第５号に掲げる者（欠格事由）に該当する場合は認められない。

(5) 調査票情報の提供を受ける方法及び時期

・提供可能な電磁的記録媒体であること。

・調査票情報を記録した電磁的記録媒体の提供は、直接の受取又は郵送による送付のいずれも可能であるが、申出者又は代理人の本人確認を実施した上で、当該本人に確実に提供される方法であること。

・高度な情報セキュリティ（情報の漏えい防止等）が確保された情報システムであると調査票情報提供管理者が認める場合には、当該システムを通じたオンラインによる提供も可能とする。

(6) 著作権

当該申出において、調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張していないこと（当該欄にチェックされていれば了とする）。

４　審査結果の通知

(1) 審査後の手続

(ｱ) 申出を承諾する場合

調査票情報提供責任者は、所管課室等を経由して申出者に対し、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じて承諾する旨を別添様式第７－１号により通知する。

また、依頼書（別添様式第８号）、誓約書（別添様式第９号）及び利用規約（別添様式第10号）の提出を依頼する。

(ｲ) 申出を承諾しない場合

調査票情報提供責任者は、所管課室等を経由して申出者に対し、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、承諾しない旨及びその理由を別添様式第７－２号により通知する。

5　依頼書等の提出

申出が承諾された申出者は、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、規則第９条に基づき、依頼書（別添様式第８号）及び利用規約（別添様式第10号）の内容を利用者全員が遵守する旨を記載した誓約書（別添様式第９号）を提出する。

なお、遵守内容が書類上明確となるよう利用規約及び誓約書は一体として提出する。

6　調査票情報の提供

(1) 調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメント等の提供

承諾した場合は、次のとおり調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメントを提供する。

(ｱ) 調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメントの転写

提供申出書の記載内容に基づき、所管課室等において、元の調査票情報の電磁的記録から必要な項目を抽出するとともに、附帯するドキュメントと併せて、暗号化の設定、パスワードの設定等による他者への漏えい防止を講じた上で、未使用の電磁的記録媒体へ収録するものとする。

(ｲ) 調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメントの受け渡し

・調査票情報、当該情報の利用に必要なドキュメントの提供方法は、直接の受け渡しまたは書留郵便（受取人払い）による送付を原則とする。ただし、高度な情報セキュリティ（情報の漏えい防止等）が確保されている調査票情報提供管理者が認めた情報システムを利用する場合に限り、当該情報システムを通じたオンラインによる調査票情報及び当該情報の利用に必要なドキュメントの提供を行うことができるものとする。

・その際、提供先における適正な管理を徹底させることで被調査者の報告内容等が漏れることを防ぐため、調査票情報の提供を受ける者に対し、法第42条第１項の適用を受けて調査票情報を適正に管理する義務を負うこと、法第43条の適用を受け守秘義務が課せられること、法第57条第１項第３号及び法第59条第２項の罰則の適用があることを書面にて伝達する。

・結果が公表されていない統計調査に係る調査票情報を提供する場合、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」（平成22年５月22日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「公表期日前の統計情報等の共有範囲等について」（平成23年３月31日国土交通省）を踏まえた対応を行うこと。

7　調査票情報の提供を受けた者の氏名等の公表

法第33条第２項、規則第12条等の規定に基づき、調査票情報を提供したとき（法第33条第１項第１号による場合を除く。）は、当該調査票情報の提供後１か月以内に、「調査票情報の提供等に係

る依頼書等の様式を定める件」（平成31年４月23日総務省告示第203号）で定める依頼書に記載された次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法（ミクロデータ利用のためのポータルサイトへの掲載等）により公表する。

(1) 調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称

申出者が個人の場合、調査票情報の提供を受けた本人の氏名を、法人等の場合、当該法人等の名称を公表する。

(2) 提供した調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

(3) 調査票情報を提供した年月日

調査票情報を記録した電磁的記録媒体を提供した年月日を公表する。

(4) 調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属等

調査票情報の提供を受けた者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、調査票情報の提供をすることが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。

(5) 調査票情報の利用目的

調査研究の名称など、提供要件の区分に応じてその内容が明らかとなるよう簡潔に整理した利用目的を公表する。

8　承諾内容に変更が生じた場合の取扱い

(1) 基本原則

・調査票情報の提供後に申出書や依頼書等に記載された事項に変更が生じる旨、申出者から連絡があった場合、原則として改めて申出が必要となる。ただし、承諾を受けた利用目的や利用要件（調査票情報の利用期間を除く。以下同じ。）の範囲内で、利用者や調査票情報の追加、利用期間の延長、分析結果等の提供依頼の分量に係る変更等が生じることとなった場合、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出書の記載事項変更申出書（別添様式第12号）の提出により申出書の変更ができる。

・申出者の組織名や役職名の変更、公的機関等が申出者である場合における人事異動や体制変更に伴う担当者の追加・変更など、形式的又は軽微な変更の場合、所属等変更届出書（別添様式第13号）による連絡を行い、確認を得る。

・地方公共団体における統計の作成の場合であって、継続的な利用を行う場合は、利用期間延長届出書（別添様式第15号）の提出により、最長３年間利用することができる。

(2) 提供要件を引き続き満たす変更の場合

(ｱ) 利用者の変更

申出者は、利用者の追加、交代、除外が生じた場合、原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、変更申出書により変更手続を行い、追加等の理由が妥当かどうか上記第６の３に照らして審査を行い、その結果を上記第６の４の取扱いに準じて、所管課室等を経由して原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出者に通知する（別添様式第16-1号及び16-2号）。

上記通知後、変更が認められる場合、依頼書及び誓約書（追加又は交代の者のみ）の提出をもって調査票情報の提供を行う。

(ｲ) 調査票情報の追加

申出者は、直接の利用目的に変更はないが、提供を受けていない同一年次の調査票情報や同一調査の年次の追加など、新たな調査票情報の提供を受ける必要が生じた場合、追加が必要な理由、統計表の様式等を記載した記載事項変更申出書により原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、変更手続を行う。

追加理由等が妥当かどうか上記第６の３や以下の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第６の４の取扱いに準じて、所管課室等を経由して原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出者に通知する（別添様式第16-1号及び16-2号）。

・調査票情報を追加することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
・利用目的や提供要件に変更がないこと。
・提供を承諾してから初回の調査票情報の追加であること。

また、上記通知後、追加が認められる場合、依頼書の提出をもって新たな調査票情報の提供を行う。

(ｳ) 利用期間の延長

申出者は、やむを得ない合理的な理由により利用期間の延長を希望する場合、延長が必要な理由、希望する必要最低限の延長期間等を記載した記載事項変更申出書により原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、変更手続を行う。ただし、地方公共団体における統計の作成の場合であって、あらかじめ利用期間を延長することが一定の手続により認められている場合を除くものとする。

延長理由等が妥当かどうか上記第６の３や以下の基準に照らして審査を行い、その結果を上記第６の４の取扱いに準じて、所管課室等を経由して申出者に通知する（別添様式第16-1号及び16-2号）。

・延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
・利用目的や提供要件に変更がないこと。
・延長理由から判断して、延長期間が最低限度に限られていること。
・提供を承諾してから初回の延長申出であること。

なお、延長が認められる場合、報告書及び調査票情報に係る管理簿の提出時期も併せて延長を認めることができるものとする。

(ｴ) その他の変更

申出者は、承諾を受けた利用目的や利用要件の範囲内において、やむを得ない合理的な理由により調査票情報の利用場所、利用環境等、新たに審査を必要する変更が生じる場合、変更申出書により変更手続を行う。

変更の内容及び理由について上記第６の３に照らして審査を行い、その結果を上記第６の４の取扱いに準じて、所管課室等を経由して原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、申出者に通知する（別添様式第16-1号及び16-2号）。

(3) 提供要件を満たさない変更の場合

記載事項に変更が生じ、提供要件を満たさない変更となった場合速やかに第７の調査票情報の利用後の措置を講ずる。

９　監査（実地検証）

調査票情報提供責任者は、必要に応じて、当省の職員に、利用環境等について提供申出書の内容と相違ないか、また利用期間終了後の措置が適切に実施されているか等を書面または実地に検証させるものとする。

第７　調査票情報の利用後の措置

１　調査票情報の返却等

申出者は、調査票情報の利用期間終了（返却期限）までに、集計等のためにハードディスク等の記録装置に保存又は紙媒体等に出力した調査票情報及び中間生成物を復元できないように消去する。

ただし、調査票情報について再度利用が予定される場合であって、再度利用する際の名寄せによるマッチング等の作業を効率化するなど相当の理由がある場合、利用方法及び理由を具体的に記載することにより、調査票情報を特定するキーコード（行政機関等が割り振った一連番号などであって、調査対象者が報告を行っていない情報）のみをマッチングキーとして消去せず再度の利用のために、調査票情報提供責任者に報告し保管することができる。

また、申出者は、法第33条第３項、規則第14条、第22条の規定に基づき、調査票情報を利用して作成した統計、統計的研究の成果を、遅滞なく調査票情報提供責任者宛てに原則としてミクロデータ利用ポータルサイトを通じ、提出するとともに、調査票情報の利用後の措置状況報告書（別添様式第14号）及び調査票情報に係る管理簿(別添様式第６号)を提出する。また、提供を受けた媒体等を併せて返却する。この際、提供媒体については、書留（送料は申出者の負担）による送付又は所管課室等での直接の受け渡しのいずれかによる。

なお、調査票情報を利用して作成した統計及び行った統計的研究の成果並びに報告書は、電磁的記録をもって作成し、調査票情報提供責任者宛てに提出する。

２　研究成果等の公表

(1) 提出された統計等の公表

法第33条第４項、規則第15条、第16条の規定に基づき、統計等の提出を受けた日から原則として３か月以内に、調査票情報を提供した際に公表した事項に加え、報告書に記載された以下に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法（ミクロデータ利用のためのポータルサイトへの掲載等）により公表する。

なお、当該公表に当たっては、利用者における学術論文の発表時期や学術雑誌等への掲載時期等との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないよう取り扱う。

(ｱ) 提出された統計、統計的研究の成果、その概要

上記１により提出された統計又は統計的研究の成果を公表することを原則とするが、提出された統計のファイル数が膨大、統計的研究の成果が偏見を助長するおそれがあるなど、提出された統計等をそのまま公表することが適当でないと判断される場合には、その概要を公表することとする。

(ｲ) 統計又は統計的研究の成果に関連する事項

統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計の作成等に係る地域区分）、その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項を公表する。また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法の確認をするために、特に必要と認める事項を公表する。具体的な事項としては、提供を受けた調査票情報による推計手法や分析手法など当該統計の作成等を再現するために必要な情報の提供を求め、これを公表することなどが想定される。

(ｳ) 統計又は統計的研究の成果の公表状況

提出された統計又は統計的研究の成果（全部又は一部）が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載又は掲載が予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

(2) 申出者における研究成果等の公表

(ｱ) 成果の公表

申出者は、原則として、調査票情報を利用して作成した統計又は行った統計的研究の成果を提供申出書に記載した方法及び公表時期に基づき公表する。

また、当該公表に当たっては、提供申出書に記載した秘匿事項を講じるとともに、当省所管の調査票情報を利用して申出者が独自に集計等を行ったものである旨明記し、当省が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

なお、申出時点では、学術雑誌への投稿等を予定していたが、調査票情報の利用期間終了時点において、論文審査中であることなどの理由により、申出書に記載した公表方法を履行することができない場合、報告書に今後の予定（見通し）を記載するとともに、公表方法が明らかになり次第、改めて当省所管課室等に連絡する。

(ｲ) 成果が公表できない場合の取扱い

申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等により研究成果を公表することができない場合（法第33条第１項第１号の場合を除く。）、研究等の状況の概要及び公表できない理由を報告書により当省所管課室等に報告する。

3　調査票情報の不適切利用への対応

(1) 基本的な考え方

調査票情報の提供を受けた者は、法第42条第１項、法第43条第１項、法第43条第２項の規定に基づき、それぞれ適正管理義務、守秘義務、目的外利用の禁止が課されており、守秘義務については、法第43条第１項又は第２項に違反した場合、法第57条第１項第３号又は法第９条第２項の規定に基づき、それぞれ罰則が適用される。

また、①利用者が調査票情報の提供条件（利用規約）に反する行為を行った場合、②反する行為が疑われる場合、③制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為があった場合は、事実関係を確認の上、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、必要に応じ違反行為等の内容に応じて提供の取消しや一定期間の利用停止等の措置を講ずるものとする。

(2) 不適切利用の類型及び取扱い

次のような法令又は契約違反その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある利用者の行為に対して、速やかに是正措置を講ずるよう指導するとともに、法に基づく罰則の適用を検討することに加え、当該行為の内容に応じて、再発防止策や一定期間の利用停止等の必要な措置を講ずるものとする。

- 承諾された利用環境以外の下で調査票情報の利用を行うこと（１か月以上９か月以内の提供禁止）
- 調査票情報を紛失すること（１か月以上９か月以内の提供禁止）
- 調査票情報の内容を漏えいすること（１か月以上12か月以内の提供禁止）
- 承諾された利用目的以外の利用を行うこと（１か月以上12か月以内の提供禁止）
- 期限までに調査票情報の返却等を行わないこと（返却等が行われるまで他の調査票情報の提供禁止及び返却等の日以降、返却等の遅延期間に相当する期間の提供禁止）
- 正当な理由なく作成した統計や統計的研究の成果、報告書又は調査票情報に係る管理簿を提出しないこと（上記期限までに調査票情報の返却等を行わないことと同様）
- 正当な理由なく作成した統計や統計的研究の成果を公表しないこと（上記期限までに調査票情報の返却等を行わないことと同様）
- 上記に掲げるもののほか、法令違反、契約違反、その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為を行うこと（上記を参考に当該行為の内容に応じた提供禁止）

(3) 他の調査票情報の二次的利用との連携

法第34条第１項に基づく委託による統計の作成等及び法第36条第１項に基づく匿名データの提供において、法令又は契約違反により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、当該措置が講じられている者に対して調査票情報の提供を行わないものとする。

(4) 公益通報者保護法との関係

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（注４）は、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を講ずる。

（注４）独立行政法人は、公益通報者保護法第２条第４項の「行政機関」には含まれない点に留意。

第８　その他（オンサイト利用、リモートアクセス）

オンサイト利用に係る法第 33 条及び第 33 条の２の規定に基づく当省所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理は、独立行政法人統計センターに全部委託する。

また、リモートアクセスによる法第 33 条の規程に基づく当省所管統計調査の調査票情報の提供に関する事務処理は、審査業務を除き独立行政法人統計センターに委託する。

第９　その他

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施に関し必要な事項は、調査票情報提供責任者が別に定めるものとする。

附　則

本要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

本要綱は、平成 25 年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

１　本要綱の施行前に承諾した調査票情報の提供については、なお従前の例による。

２　本要綱の施行前に事前相談のなされた調査票情報の提供については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

本要綱は、平成 30 年７月１日から施行する。

（経過措置）

１　本要綱の施行前に承諾した調査票情報の提供については、なお従前の例による。

２　本要綱の施行前に事前相談のなされた調査票情報の提供については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

本要綱は、令和２年１月１日から施行する。

（経過措置）

１　本要綱の施行前に承諾した調査票情報の提供については、なお従前の例による。

２　本要綱の施行前に事前相談のなされた調査票情報の提供については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

本要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

１　本要綱の施行前に承諾した調査票情報の提供については、なお従前の例による。

２　本要綱の施行前に事前相談のなされた調査票情報の提供については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

本要綱は、令和３年 12 月１日から施行する。

（経過措置）

１　本要綱の施行前に承諾した調査票情報の提供については、なお従前の例による。

２　本要綱の施行前に事前相談のなされた調査票情報の提供については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

本要綱は、令和７年３月 31 日から施行する。

（経過措置）

１　本要綱の施行前に承諾した調査票情報の提供については、なお従前の例による。

２　本要綱の施行前に事前相談のなされた調査票情報の提供については、なお従前の例による。